

罰せられない拷問 ブッシュ政権と被拘禁者虐待

概要	1
勧告	13
米合衆国大統領	13
米合衆国連邦議会	13
米合衆国政府	13
諸外国政府	13

概要

水責めを含む「強化尋問手法」をハリド・シェイク・モハメドに使用してもいいかとジョージ・テネットが聞くので、「当然だろう?」と答えた。

—ジョージ・W・ブッシュ前大統領、2010年¹

現政権が戦争犯罪を行ったことについては、もはや疑いの余地もない。問題は、拷問を指示した個人が罪に問われるか否かだ。

—アントニオ・タグバ少将、2008年6月²

「水責め」や他の被拘禁者に対する人権侵害を承諾したことにつき、ジョージ・W・ブッシュ前大統領は刑事捜査されるべきだろうか?これらの行為は米国や多くの国々で拷問であると長く認識されてきたものである。被拘禁者の強制失踪と、拷問が行われるであろう他国への移送を許可した米政府高官についてはどうであろうか?

2005年、ヒューマン・ライツ・ウォッチは報告書「拷問者 処罰を逃れるのか?」を公表し、当時のドナルド・ラムズフェルド国防長官、ジョージ・テネット中央情報局(以下「CIA」という)長官、ならびにリカルド・サンチェス中將(イラクの元米軍指令官トップ)、ジェフリー・ミラー少将(キューバのグアantanamo軍事収容所の元指令官)を刑事捜査するに足る十分な証拠を示した。

本報告書は先の報告書を基に作成され、2001年9月11日の米国同時多発テロ(以下「9/11」という)に続いて行われた尋問と拘禁についての政策決定にもっとも責任のある米政府高官の役割について、現在までに公開されている情報を反映し、米国内法と国際法双方に照らし分析している。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、これらの証拠に基づき、被拘禁者に対する拷問や虐待、CIAの秘密収容所制度、拷問の可能性のある国への被拘禁者の強制移送といった犯罪被疑事実について、米政府が広く犯罪捜査を命ずるのに十分な論拠があると確信している。捜査は必然的に、ブッシュ前大統領、ディック・チェイニー前副大統領、ドナルド・ラムズフェルド元国防長官、ジョージ・テネット元CIA長官のなした犯罪容疑に焦点を当てることになるだろう。

¹ George W. Bush, *Decision Points* (New York: Crown Publishers, 2010), p. 170.

² Maj. Gen. Antonio Taguba, "Preface" to Physicians for Human Rights, *Broken Laws, Broken Lives: Medical Evidence of Torture by US Personnel and Its Impact*, http://brokenlives.info/?page_id=23 (accessed June 7, 2011).

また、捜査には以下に挙げる個人が当時果たした役割についての調査も含まれるべきである。コンドリーザ・ライス国家安全保障問題担当大統領補佐官とジョン・アシュクロフト司法長官、ならびに、拷問に法的“正当性”を与えた法律家アルベルト・ゴンザレス（大統領法律顧問、後に司法長官）、ジェイ・バイビー（司法省法律顧問局司法長官補）、ジョン・リッツ（CIAA 法律顧問代行）、デイビッド・アディントン（副大統領法律顧問）、ウィリアム・J・ヘインズ II（国防総省法律顧問）、ジョン・ユー（司法省法律顧問局司法長官補代理）である。

多くの重要な情報については依然不明なままである。たとえば、拘禁や尋問の政策や実施に関する政府の内部文書の多くが機密扱いになっており公開されていない。これまで連邦情報公開法（FOIA）により何千もの文書公開を果たしてきたアメリカ自由人権協会によると、数多くの主な非公開資料には、CIA 秘密収容所（ブラックサイト）を権限づける 2001 年 9 月の大統領令や、CIA 監察官による一般記録があるという³。さらには、CIA 監察官の調査報告書や司法省および連邦議会上院の委員会報告書など、形式上は公開された資料の多くに、主要な出来事や決定を不明確にする改訂が大幅になされている箇所がある。

本報告書で詳述される、刑事捜査に向けた事件の裏付けとなるこれらの資料には、刑事訴訟に繋がる情報が含まれていると、ヒューマン・ライツ・ウォッチは確信している。さらに、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、過去 5 年の間に公開された情報にも、広範で重大な米国内法および国際法違反を前出の米政府高官らが承認・監督していたこと、加えて、重大な人権侵害行為に気づいた後もこれを阻止せず、責任者を罰することもなかったことを証明するに足る証拠が含まれていると信じている。また、ブッシュ政権当局者は、拘禁・尋問計画は、広範な議論と司法省の法律家らによる法的検討の後に承認されたと主張するが、その一方で、法律専門の司法省キャリア公務員の反対にもかかわらず、高官らが政権任命により、法律家に虐待的な尋問手法を正当化する法的根拠を編み出すよう求めた、という確かな証拠もある。

違法拘禁、尋問強要、拷問目的の国家間移送、そして米政府高官の果たした役割について、包括的で超党派の真に独立した調査が求められる。拷問やその他の重大な国際法違

³ “Government Withholds Key Torture Documents In ACLU Lawsuit,” American Civil Liberties Union press release, September 1, 2009, <http://www.aclu.org/national-security/government-withholds-key-torture-documents-aclu-lawsuit>. For a listing of the documents withheld, see Index of Information Withheld in FOIA Lawsuit, http://www.aclu.org/pdfs/safefree/oig_vaughnindex.pdf (both accessed June 15, 2011).

反を承認し、命じ、監督した個人、ならびに、それを率いて実行した個人は捜査の対象となるべきであるし、証拠の裏付けがそろえば訴追もされねばならない。

本報告書で指摘されている問題を正視し、行動を起こすことが米国の世界的地位を保つのに重要であり、もしアブ・グレイブとグアンタナモの汚点をぬぐい去って、法の支配の優位性を再び肯定したいのであれば、その着手が必要である。

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、米国内法に基づいた最終的な罪の成否をいかなる米政府関係者について主張するものではないし、彼らの有責性についての包括的な見積もりを出したり、法律文書を提出したりするものでもない。本報告書は、次の2つの主要なセクションから成っている。ひとつはブッシュ政権下の拘禁と尋問に関する政策と実施の解説的なまとめであり、もうひとつは同政権高官の個々の刑事責任の詳細である。

ここで詳述している違反行為への道程は、アルカイダによる2001年9月11日の米国同時多発テロから数日のうちに始まった。米国外の軍事／対テロ作戦で捕らえた被拘禁者に対する一連の新たな政策、手続、そしてその実施をブッシュ政権が打ち出し始めたのである。それらの多くは、戦争法、国際人権法、および米連邦刑事法に反するものだった。さらに、米政府高官が承認した厳しい手法には、他国が使用した際には拷問や虐待として米国が非難を繰り返していた方法が含まれている。

たとえば、ブッシュ政権は、拷問とみなされる厳しい尋問強要をCIAと軍隊に認め、違法なCIA秘密収容所制度を設けた。所在地が公開されていないこうした収容所では、家族への告知もなく、赤十字国際委員会へのアクセスも許されず、被拘禁者の処遇を監視する制度もない中、容疑者は拘禁された。被拘禁者はまた、たとえばシリアやエジプト、ヨルダンといった、送られれば拷問に遭うであろう国々に違法に移送された。実際、多くの者が、そのような国々に移送され、実際に拷問を受けた。その中には、カナダ国民マヘール・アラールも含まれており、彼は2002年に米国によりシリアに移送され、シリアで10カ月間拘禁され、拘禁の間繰り返し鉄線や電気コードで殴られた。こうした拷問事件は、国家間移送の結果起きた遺憾な出来事というよりは、むしろそれを目的としていた節が証拠から読み取れる。

同時に、政権により任命された法律家らが、拘禁や尋問についての政権の政策の法的口実を提供すべく法的メモランダム（覚書）を起草した。

ブッシュ政権が下した決定の直接的結果として、米国の施設下にいる被拘禁者は殴られ、壁に叩きつけられ、小さな箱に詰め込まれ、水責めにされた。水責めとは疑似処刑のひ

とつで、溺れ死ぬ感覚に耐えねばならないものである。アルカイダの上級メンバーであるとされる被拘禁者ハリド・シェイク・モハメドとアブ・ズベイダは、それぞれ183回と83回、水責めに遭っている。

アフガニスタンやイラク、グアンタナモ湾にある米国の収容施設にいる被拘禁者は、長期にわたって虐待に耐えねばならず、それは時として数週間、数カ月間にわたることさえあった。それには、「苦痛を伴う姿勢をさせる（以下「ストレス・ポジション」という）」「長時間にわたって衣服・睡眠・食物や水を剥奪する」「極端な寒さや暑さにさらす」「何週間も続けて完全な暗闇の中で大音量の音楽を聴かせる」などが含まれる。イラクではその他に、殴打や窒息状態、性的虐待、疑似処刑なども行われた。グアンタナモ湾では、被拘禁者の一部が自らの排泄物の上に座ることを強制され、女性の尋問官に性的な屈辱を与えられた被拘禁者もいた。アフガニスタンでは、被拘禁者が壁にくさりで繋がれ、横になったり眠ったりできないよう手かせや足かせをはめられて、手や手首が腫れ上がったリアザになることがあった。

何カ国もにおいて行われたこうした虐待行為は、個々の兵士や諜報員が規則を破った結果によるものではない。米国の指導者たちが規則をねじ曲げ、無視し、また、ないがしろにした結果である。さらに本報告書でも述べられているように、ブッシュ政権当局者が、その多くの政策が国際法や国内法に反するという警告を含む反対意見に政権内外で直面していたにもかかわらず、自身の初期の決定、および、被拘禁者についての計画の承認を発展・拡大させたことは周知の事実である。そして、被拘禁者に対する違法な尋問手法が明示的に権限を付与された範囲を超えて広く行われる事態になっても、これらの関係当局者は目を背け、それを阻止しようとはしなかった。

不処罰の代償

2001年9月11日の同時多発テロに続くテロとの戦争の数年間に、米政府が人権をなおざりにしてきたことは、米国の道徳的地位をおとしめた。他国政府に消極的な例を提供し、世界中の反米闘争を抑えようとする米政府の努力が泡となる結果にもなっている。

特に、CIAによる拷問、強制失踪、秘密収容所は違法で不道徳であり、さらに逆効果を生み出すものである。こうしたやり方が、米政府の評判と、テロとの戦争における地位の失墜を招いたのである。また、諸外国との諜報協力に悪影響をおよぼし、イスラム社会で怒りと敵意を引き起こした。イスラム社会の協力は、将来の世界的テロの脅威を発見・防止するのに欠かせないにもかかわらず。

2009年1月にバラク・オバマ大統領が就任して以来、新たな方向に舵をきるための重要な一歩として、CIAの秘密収容所を閉鎖し、拷問の実施を禁止した。しかし、裁判なしの無期限拘禁やグアタナモ湾の軍事拘禁施設の閉鎖、拷問を行っている国々への被拘禁者の移送の停止などは、手つかずのままである。最も重要なのは、現政権が過去を直視しない限り、テロとの闘いにおける米国の人権への姿勢に疑問が呈されたままであるということである。9/11以降の組織的な人権侵害の責任者を、十分に、率直に追及することでのみ、米政府は過去を克服したと認められるだろう。

これら犯罪に対する真の責任追及がなければ、テロとの戦争の名目で人権侵害を犯した個人は、自らの行為への批判をそらすために米国の被拘禁者虐待を持ち出すだろう。実際のところ、米国のようなもっとも有力で影響力の強い国が、拷問を禁ずる法律や人権の基本原則を堂々と踏みにじれば、事実上それは他国も同様のことをしていいのだというメッセージになってしまう。人権擁護国として大きく求められる米政府の信頼性は拷問の暴露で傷つき、刑事犯罪にかかわった政策決定者たちの完全なる不処罰によって失墜したままである。

国家権力者が拷問やその他の重大犯罪を行った問題にこれまで立ち向かった国々と同様、米国内でも、対立した政治プレッシャーが存在する。過去の人権侵害を掘り起こそうとすれば政治不和が生じ、オバマ政権の政策目標実現能力は失速するかもしれないと主張する評論家たちもいる。

こうした立場は、何もしなかった場合の高い代償を顧みないものだ。拷問容疑の捜査をひとつでもしそこなえば、違法行為の意図的な容認と世界的に目されるであろうし、将来的な人権侵害への招待状ともみなされるだろう⁴。目に余る人権侵害を“政治的な選択”ではなく犯罪として扱わない限り、米国は人権侵害を拒絶した、と説得力をもって主張することはできない。

対照的に、信頼性のある超党派の刑事捜査を行うことの有益さは絶大である。たとえば米国政府はそれによって、拷問の根絶を誓うという、これ以上ない明確なメッセージを発信することができる。これら責任の追及は、これまで採られてきたいかなるイニシアチブをも超えた、テロとの戦争における米国の人権に対する道徳的権威の、具体的で説得力のある押し上げとなるだろう。米国がこれまでその人権侵害について非難してきた他国政府や、人権侵害で苦しむ人びとのために、説得力のある例を提供し、拷問の実

⁴ As one commentator has written, absent accountability, “tactics like torture and disappearance remain policy options, disfavored by the current president, but lying around ‘like a loaded gun’ for the next.” David Cole, “Breaking Away,” *The New Republic*, December 30, 2010.

施に至った法的・制度的欠陥を明らかにするだろう。そのことはテロとの戦争において、政府の有効性を改善する道を示すことになるだろう。責任追及はまた、米政府関係者に対する諸外国の捜査と訴追の可能性を大きく引き下げることにもなろう（スペインですでに普遍的管轄権の原則に則って開始している）。というのも、通常、遍的管轄権は、当該政府がとるべき措置をとっていない場合に行使されるからである。

責任追及制度の確立

2004年に明るみに出たアブグレイブの虐待スキャンダルを含む、被拘禁者に対する人権侵害の暴露に対するブッシュ政権の対応は、真実発見と責任者の追及というよりは、ダメージ・コントロールとしてのものであった。2004年以降に行われた政権主導の調査の多くは、被拘禁者に対する人権侵害の問題を十分調査するには独立性を欠き、調査範囲も狭いものだった。ほとんどが軍やCIA自らが調査したもので、被拘禁者の処遇の一要素のみに限られていた。拷問目的の国家間移送についての調査はなく、被拘禁者の取扱いについて政策決定に権限を有したであろう政府の文民高官たちの役割についても調査はなされなかった。

被拘禁者の人権侵害に関する米国の刑事責任追及は、記録上かんばしくない。2007年、ヒューマン・ライツ・ウォッチは人権侵害の疑いがある350ほどの案件について情報を収集したが、それには600人以上の米政府関係者がかかわっていた。膨大で組織的な虐待行為であったにもかかわらず、少数の軍関係者が罰せられたのみで、CIAにいたってはひとりも責任を問われなかった。被拘禁者への人権侵害で訴追された個人の中で、もっとも高い地位にいたのはスティーブン・ジョーダン中佐で、2006年にアブグレイブ事件での彼の役割に関連して軍法会議にかけられたが、2007年に無罪となっている。

被拘禁者に対する人権侵害のスキャンダルの汚点がついていないバラク・オバマが2009年に大統領になったとき、責任追及の問題は外見上改善されるようにみえた。大統領候補として、オバマは被拘禁者の虐待問題について“徹底した捜査”が必要だと語っていた⁵。選挙後は、もし「誰かが明らかに法を破った」のであれば訴追されるべきだと述べたものの、「我々は過去を振り返らずに前に進む必要があると信じている」と表明し、異なった考えを示唆した⁶。

⁵ “Transcript—Barack Obama on MSNBC,” *New York Times*, April 4, 2007, <http://www.nytimes.com/2007/10/04/us/politics/04obama-text.html?pagewanted=all> (accessed June 20, 2011)

⁶ Barack Obama, interview by George Stephanopoulos, *This Week*, ABC News, January 11, 2009, transcript at <http://abcnews.go.com/ThisWeek/Economy/story?id=6618199&page=1> (accessed June 24, 2011).

2009年8月24日、長い間非公開だった尋問手法に関するCIA監察官報告書が、新たな違法行為の実態とともに、大きく編集された形ではあったが公表された。公表に合わせエリック・ホルダー司法長官は、ジョン・ダラム連邦検事補を、米国外での特定の被拘禁者に使われた尋問手法が連邦法に違反したか否かの予備審査をするよう任命した。しかしながら、ホルダー司法長官はこう付け加えた。「司法省は、被拘禁者に対する尋問についての法律顧問局が定めた法的手引きの範囲内において、善意で行動した個人を訴追するものではない⁷。」

ホルダー司法長官の声明は、ブッシュ時代の一連のメモランダムを公開したときのオバマ大統領の声明に添ったものだった。オバマ大統領は、「これらのメモランダムを公表するにあたって、司法省の法的意見に沿い、善意で自らの義務を果たした個人を訴追の対象とする意思のないことを確約する」と述べている。これらの声明自体は、政府関係者に関しては、以下の場合には刑事責任の不成立を認める2005年の被拘禁者取扱法に沿うものである。

当該当局者が実施方法が違法なものであると知らず、また通常の常識と理解力のある個人が実施方法が違法なものであると知り得ないだろう場合。誠実な信頼により法律家の意見に従ったか否かは、そうした常識的人間が実施方法が違法だと知り得たのかどうかを判断するのに、特に重要な要素とされねばならない⁸。

問題は、その法律意見そのものである。この法律意見は、司法省法律顧問局が作成し大統領および行政府の機関すべてに権威ある法的意見を提供するメモランダムに含まれているものであるが、このメモが拷問やその他の虐待行為を承認しているのである。水責めをはじめ、睡眠剥奪、壁への暴力的な殴打、衣服剥奪、小さく暗い箱内での監禁などに対する法的容認を企図している。特にこうしたメモランダムはすべて、ブッシュ政権の後半になって、法律顧問局の後任の者たちによって回収されている。

⁷ “Attorney General Eric Holder Regarding a Preliminary Review into the Interrogation of Certain Detainees,” US Department of Justice press release, August 24, 2009 <http://www.justice.gov/ag/speeches/2009/ag-speech-0908241.html> (accessed June 21, 2011). In June 2011, *Time* magazine reported that Durham was looking into the death in Abu Ghraib of Manadel al-Jamadi, an Iraqi prisoner known as “the Iceman” because his body was cooled in ice. Adam Zagorin, “Haunted by Homicide: Federal Grand Jury Investigates War Crimes and Torture in Death of ‘the Iceman’ at Abu Ghraib, Plus Other Alleged CIA Abuses,” posted by Mark Thompson to “Battleland” (blog), *Time.com*, <http://battleland.blogs.time.com/2011/06/13/haunted-by-homicide-federal-grand-jury-investigates-war-crimes-and-torture-in-death-of-the-ice-man-at-abu-ghraib-and-other-alleged-cia-abuses/#ixzz1PkuG5q8S> (accessed June 17, 2011).

⁸ Detainee Treatment Act of 2005, Public Law 163-109, 119 Stat. 3136, January 6, 2006, http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ163.109.pdf (June 21, 2011), sec. 1404 (a).

法律についての公式声明に従い善意で行動した米政府当局者には、米国法にのっとって一般的には刑事訴追に対する防御が認められている。だからといって、法律顧問局のメモが明示的に是認した拷問手法にかかわった政府関係者を、すべからず刑事捜査から保護すべきであるという包括的な視点を、司法省が採用すべき、ということにはならない。司法省がこうした立場を取ることは実に危険なことである。先んじて法的防御方法を固めておくことで、犯罪に対する刑事責任から逃れようとする法的戦略を是認することになりかねないからだ。こうした戦略がうまくいったと解された場合には、将来、違法行為を企図した政権がこれを悪用することも大いにあり得るだろう。

法律顧問局の手引きに沿ったのみであると主張する個人の善意の有無を審査するにあたって、これらの決定がなされた当時、分別のある個人がこのような尋問手法が合法だと、果たして納得したのか否か、司法省は案件ごとに注意深く審査すべきである。最も重大な人権侵害の案件が、この審査をパスするか否かは疑わしい。拷問の承認に責任ある当の高官たちが、この審査のもとで保護されることはないだろう。とりわけ、彼らが法律顧問局の法的口実を強行する推進者になっていた場合や、今や彼らを保護するものと彼らが主張するメモランダム起草に影響を及ぼしていた場合などについては。

司法省が、まず現場の尋問官たちの行為を調査する、というのも間違いだろう。その誤りは、なぜ、どのように人権侵害が起きたのかについての根本的な誤解を反映している。国防総省が承認した厳しい尋問手法であろうが CIA 秘密収容所制度であろうが、これらは米政府高官による上意下達の企てであったのだ。人権侵害的な制度を作り出して承認し、監督していたのは、彼らだったのである。

捜査の基礎

違法拘禁の政策発展過程、および米国施設下の被拘禁者に対する拷問や虐待についてのさらなる証拠が、過去数年間に公開資料上で明らかになっている。特に、アメリカ自由人権協会と憲法上の権利センター（Center for Constitutional Rights）が提訴した情報公開訴訟のおかげで、10万ページ以上におよぶ被拘禁者の扱いについての政府資料が公開された。現在までに公開された資料には、CIA 監察官による拘禁実施法に関する報告書の大半、ならびに CIA 背景説明資料、その他の政府報告書、そして悪名高い“拷問メモ”―ブッシュ政権が人権侵害的な尋問手法に法的正当性を与えた覚書―が含まれる⁹。更

⁹ The reports are: Central Intelligence Agency Office of Inspector General, “Counterterrorism Detention and Interrogation Activities (September 2001-October 2003),” May 7, 2004, http://www.aclu.org/torturefoia/released/052708/052708_Special_Review.pdf (accessed June 15, 2011) (“CIA I-G Report”);

に膨大な情報が上院軍事委員会による調査で明るみに出た¹⁰。この委員会は、被拘禁者の人権侵害に関する報告書を2008年に作成し、2009年にその報告書は機密扱い解除となっている。司法省監察官は、拘禁下の人権侵害に関する米連邦捜査局（FBI）の関わりについての報告書を2008年に発表¹¹。そして、同省職務責任局は人権侵害的な尋問を正当化する法的メモランダムを作成における同省の法律家たちの役割についての報告を発表した¹²。また、米政府関係者がリークしたとみられる赤十字国際委員会の報告書にも、CIA施設下にある、いわゆる“高値な”被拘禁者に対する処遇についての記述がある¹³。加えて、元被拘禁者や内部告発者も名乗り出て、彼らが知っていることについて証言した。多くの連邦職員たちも、自らが果たした役割について語っている。しかしながら、本報告書で記述するように、ブッシュ大統領によるCIA秘密収容所（ブラック

Vice Adm. Albert T. Church, III, US Department of Defense, “Review of Department of Defense interrogation operations – Executive Summary,” US Department of Defense, undated, <http://www.defense.gov/news/mar2005/d20050310exe.pdf> (accessed June 21, 2011) (“Church Report”);

Brig. Gen. Charles Jacoby, Department of the Army, “CFC-A AO Detainee Operations: Report of Inspection,” June 25, 2004, <http://action.aclu.org/torturefoia/released/o61906/JacobyReport.pdf> (accessed June 15, 2011);

Senate Select Committee on Intelligence, “US Intelligence Community’s Prewar Intelligence Assessments on Iraq,” Senate Report 108-301, July 9, 2004, <http://intelligence.senate.gov/108301.pdf> (accessed June 14, 2011);

Maj. Gen. Antonio M. Taguba, Department of the Army, “Article 15-6 Investigation of the 800th Military Police Brigade,” May 2004, <http://www.aclu.org/torturefoia/released/TR3.pdf>, (accessed June 14, 2011);

Lt. Gen. Paul T. Mikolashek, Department of the Army, “Detainee Operations Inspection,” Department of the Army Inspector General, July 21, 2004, <http://www.washingtonpost.com/wp-srv/world/iraq/abughraib/detaineeereport.pdf> (accessed June 21, 2011) (“The Mikolashek Report”);

Maj. Gen. George R. Fay, Department of the Army, “AR 15-6 Investigation of the Abu Ghraib Detention Facility and 205th Military Intelligence Brigade,” and LTG Anthony R. Jones, Department of the Army, “AR 15-6 Investigation of the Abu Ghraib Prison and 205th Military Intelligence Brigade,” August 23, 2004, <http://www.defense.gov/news/aug2004/d20040825fay.pdf> (accessed June 21, 2011) (“Fay/Jones Report”);

James R. Schlesinger, Department of Defense, “Final Report of the Independent Panel to Review DoD Detention Operations,” August 24, 2004, <http://www.defense.gov/news/Aug2004/d20040824finalreport.pdf> (accessed June 21, 2011) (“Schlesinger Report”);

Brig. Gen. Richard P. Formica, Department of the Army, “Article 15-6 Investigation of CJS-OTF-AP and 5th SF Group Detention Operations,” November 8, 2004, <http://www1.umn.edu/humanrts/OathBetrayed/Formica%20Report.pdf> (accessed June 21, 2011) (“Formica Report”); and

Army Brig. Gen. John Furlow and Air Force Lt. Gen. Randall M. Schmidt, “Army Regulation 15-6: Final Report: Investigation into FBI Allegations of Detainee Abuse at Guantanamo Bay, Cuba Detention Facility,” April 1, 2005 (amended June 9, 2005), <http://www.defense.gov/news/Jul2005/d20050714report.pdf> (accessed June 21, 2011).

¹⁰ Senate Committee of Armed Services, “Report on Inquiry into the Treatment of Detainees in US Custody,” November 20, 2008, http://armed-services.senate.gov/Publications/Detainee%20Report%20Final_April%2022%202009.pdf (accessed June 21, 2011) (“SASC Report”).

¹¹ US Department of Justice Office of the Inspector General, “A Review of the FBI’s Involvement in and Observations of Detainee Interrogations in Guantanamo Bay, Afghanistan and Iraq,” May 2008, <http://www.aclu.org/national-security/justice-department-office-inspector-general-review-fbis-involvement-and-observatio> (accessed June 21, 2011) (“DOJ I-G Report”).

¹² US Department of Justice Office of Professional Responsibility, “Investigation into the Office of Legal Counsel’s Memoranda Concerning Issues Relating to the Central Intelligence Agency’s use of ‘Enhanced Interrogation Techniques’ on Suspected Terrorists,” July 29, 2009, <http://judiciary.house.gov/hearings/pdf/OPRFinalReport090729.pdf> (accessed June 21, 2011) (“OPR Investigation”).

¹³ International Committee of the Red Cross, Regional Delegation for United States and Canada, “ICRC Report on the Treatment of Fourteen ‘High Value Detainees’ in CIA Custody,” February 2007, <http://www.nybooks.com/media/doc/2010/04/22/icrc-report.pdf> (accessed June 15, 2011).

サイト) を承認する大統領令をはじめとする大量の重要な証拠については、依然機密扱いのままだ。

本報告書におけるヒューマン・ライツ・ウォッチの結論は、以下の個人に対して刑事捜査を実施すべきというものであり、ヒューマン・ライツ・ウォッチはこの結論は証拠によって十分に支えられていると信じるものである¹⁴。

ジョージ・W・ブッシュ大統領：被拘禁者に対する計画において最終的な決定権を持ち、CIA 秘密収容所制度を承認した。同収容所制度により強制失踪させられた個人は、長期にわたって外部との接触のないまま拘禁された。前大統領は CIA の国家間移送制度も承認したが、これについては同前大統領は、同移送が被拘禁者への拷問という結果になることを知り、また知りうるべきだった。また、CIA による拷問の実施を承認したと公に認め、特にふたりの被拘禁者についての水責めを許可したことも認めている。そして、前大統領は虐待行為の停止や責任者の処罰について自らの権限をもちいて尽力することはなかった。

ディック・チェイニー副大統領：違法な拘禁政策の設定とそれらの法的正当性の確立の陰の立役者。被拘禁者アブ・ズベイダに対して 2002 年に行われた水責めをはじめとする、特定の CIA の作戦を議論する会議を数多く統括、またはそれに出席した。国家安全保障会議“閣僚級委員会”メンバーであり、同委員会は、CIA 尋問制度における水責めやその他の拷問、虐待行為を繰り返し承認した。また、水責めの実行を認識していたと、公に認めている。

ドナルド・ラムズフェルド国防長官：アフガニスタンとイラクで米軍関係者が拷問や虐待行為に至った違法な尋問方法を承認。グアンタナモ収容所のモハメド・アル＝カタニ被収容者の尋問経緯を詳細に把握していた。同被収容者は 6 週間にわたる威圧的尋問を受けており、これは、継続されることで拷問とみなされる手法であった。チェイニー前副大統領同様、CIA の拘禁下にある被収容者への拷問使用を承認していた国家安全保障会議閣僚級委員会のメンバーであった。2002 年初めから 3 年以上続いた人権侵害行為の証拠に気づいていながら、自らの権限をもちいて拷問や虐待を止める努力を払わなかった。

¹⁴ Human Rights Watch also endorses, without repeating here, its 2005 conclusions regarding Lt. Gen. Sanchez and Maj. Gen. Miller. See Human Rights Watch, *Getting Away with Torture? Command Responsibility for the US Abuse of Detainees*,” vol. 17, no. 1 (G), April 2005, <http://www.hrw.org/en/reports/2005/04/23/getting-away-torture-o>.

ジョージ・テネット CIA 長官：CIA による水責め、窒息状態、ストレス・ポジション、強烈な光や大音量の音の強要、睡眠剥奪、その他の拷問や虐待などの使用を承認し、監督した。CIA の尋問制度における拷問使用を承認した国家安全保障会議閣僚級委員会のメンバーだった。テネット指導下で CIA は、所在不明の秘密収容所に長期にわたって被拘禁者を隔離することで強制的に“失踪”させ、また、被拘禁者が拷問されるであろう国に彼らを移送し、実際に被拘禁者は拷問を受けた。

加えて、CIA 秘密収容所制度の承認の基礎となった、拷問を正当性しようとする法的メモランダム作成についても、刑事捜査が行われるべきである。具体的に挙げられる関連するブッシュ政権の法律家たちは次の通り：大統領法律顧問で後の司法長官アルベルト・ゴンザレス、司法省法律顧問局の司法次官補ジェイ・バイビー、CIA 法律顧問代行ジョン・リッツ、副大統領法律顧問デイビッド・アディントン、国防総省法律顧問ウィリアム・J・ヘインズ II、法律顧問局司法長官補代理ジョン・ユー。

独立した超党派の調査委員会

米国と世界の人びとには、9/11 に続いた一連の人権侵害が、なぜ、いかにして起こったのかなどにつき、完全で開かれた形での責任追及がなされることが必要である。個人の刑事責任を問う訴追の形では、すべての情報が陽の目を見ることはないだろう。従って、9/11 委員会のかたちに沿い、行政府の機関、CIA、軍、連邦議会の取った行動を調査し、このように広範で組織立った人権侵害が二度と起きないように提案する、独立した超党派の調査委員会を設立すべきである¹⁵。

米政府がこれまで行ってきた調査は、ある限られた時間枠内に特定の場所で起きた軍関係者の行為に焦点を絞っているなどその対象が限られていたり、軍自らによる調査で独立性を欠いていた。米議会による調査は、ひとつの機関や省のみを対象にしていることから、これも限定的であった。人権侵害的制度を計画したり、それにかかわったりした個人は未だ公式な証言をしていない。

人権侵害的手法の使用に関する主要資料の多くが機密扱いのままである。公開されている証拠の数々もバラバラに存在した状態である。独立した超党派の調査委員会ならば、

¹⁵ The National Commission on Terrorist Attacks Upon the United States (also known as the 9-11 Commission) was an independent, bipartisan commission created by legislation in late 2002 to prepare an account of the circumstances surrounding the September 11, 2001 attacks, including preparedness for and the immediate response to the attacks, <http://www.9-11commission.gov/> (accessed June 15, 2011).

人権侵害の背後にある組織的原因のより広い全容や、ブッシュ政権の違法な政策によるその後の人的、法的、政治的影響を明らかにすることができるだろう。

勧告

米合衆国大統領

- CIA 拘禁制度を含む、2001年9月11日以降の米国政府の拘禁と尋問手法について刑事捜査を開始するよう、司法長官に指示すること。捜査には以下が含まれるべきである：
 - その地位やランクにかかわらず、強制失踪や拷問目的の国家間移送を含む、拷問や虐待、その他の違法な拘禁実施に、関係し、承認し、命令し、あるいは上官の責任を有する米政府当局者の果たした役割についての調査。

米合衆国連邦議会

- 独立した超党派の委員会を設立し、2001年9月11日以降に米国施設下にあった被拘禁者に対する拷問、強制失踪、拷問目的の国家間移送などの虐待行為について調査すること。調査委員会は、
 - 公聴会を開き、全面的な召喚権限を得、関連証拠を強制的に提出させることができるものとする。もし司法長官がこうした調査を開始しない場合は、刑事犯罪容疑を調査する特別検察官の擁立を勧告する権限を持つこと。

米合衆国政府

- 拷問等禁止条約上の義務に従い、米政府が、拷問の被害者に補償を行なうこと。これには、司法手続きの外で認められる補償を被害者に提供することも含まれる。

諸外国政府

- 2001年9月11日以降の被拘禁者に対する虐待問題における米政府高官の役割について、米政府が信頼に足る刑事捜査を行うまで、国際法に反して被拘禁者に対する刑事犯罪に関与した疑いのある米政府当局者を訴追するため、国際法および国内法で認められる普遍的管轄権その他の司法管轄権を行使すること。